

Q5 現在、国民健康保険の保険料を払っていますが、後期高齢者医療制度が始まると、両方に保険料を支払うことになりますか？

A5 国民健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになるので、国民健康保険の保険料は支払う必要はありません。
健康保険組合や共済組合などの被用者保険に加入されていた方についても同様です。